

能勢町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和5年5月9日(火) 午前10時00分～10時38分
2. 開催場所 能勢町役場 本館第2会議室
3. 出席委員 (12人)

| | | | |
|------|-----|----|----|
| 農業委員 | 1番 | 前田 | 宗良 |
| | 3番 | 福井 | 明房 |
| | 4番 | 辰野 | 卓爾 |
| | 5番 | 原田 | 富生 |
| | 6番 | 龍見 | 敬明 |
| | 7番 | 木田 | 悦二 |
| | 8番 | 新谷 | 広治 |
| | 9番 | 東 | 昇 |
| | 10番 | 石塚 | 成子 |
| | 12番 | 福中 | 繁信 |
| | 13番 | 成田 | 周平 |

| | | | |
|------|----|---|----|
| 推進委員 | 7番 | 乾 | 義夫 |
|------|----|---|----|

4. 議事日程

議案第5号について 農地法第3条の規定による所有権移転許可について

議案第6号について 農地法第4条の規定による農地転用の許可について

議案第7号について 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について

その他について

5. 農業委員会事務局職員

事務局 辻本 龍馬

6. 会議の概要

- 会 長 皆様、おはようございます。土曜から日曜にかけて、大雨が降りまして能勢町平野地区で1件災害があったと聞いております。皆さんにも影響が出てなければよろしいかと思えます。それから、コロナが第5類に入り、マスクの着用等も緩和されましたので、マスク着用を個人の判断で、農業委員会の方も進めて参りますので、よろしく申し上げます。それでは、審議に入ります。
- 事務局 能勢町農業委員会会議規則第6条により、在任委員の過半数の出席でございますので本日の会議は成立するものでございます。例によりまして、議長は会長にお願いいたします。
- 議 長 議事に移らせていただく前に欠席の届が、2番 大上委員、7番 木田委員、11番 中井（誠）委員より出ております。
- 議 長 例によりまして、議事録の署名委員を私から指名させていただくことに賛成の方は、挙手願います。
- 各委員 挙手
- 議 長 全会一致であるため、私の方から指名させていただきます。今回の署名委員につきましては、6番 龍見委員、8番 新谷委員にお願いいたします。
- 議 長 つづきまして、議案第5号 農地法第3条の規定による所有権移転について、事務局より説明願います。
- 事務局 議案第5号 番号2について説明
- 議 長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化推進委員 地区担当に意見を求めます。

番号2について、乾委員よりお願いします。

乾委員 農地法第3条の規定による許可申請について意見書

譲渡人 ●● ●●

譲受人 ●● ●●

所在地 能勢町山田▲▲▲ 田 311m²

5月1日に現地確認を行いました。

譲渡人である●●氏は、当該申請地で農業を営む意向がないことから、以前から売買を希望されており、●●氏へ購入の相談があり申請があったものです。取得後は、農業経営の規模拡大を目的に水稲栽培を予定されています。所有権の移転後において通作距離・機械・労働力・技術・地域との関係など問題ないと思われ、許可要件は満たしておられます。以上、ご意見申し上げます。

議長 ご苦労様でした。
地区担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議長 お諮りいたします。議案第5号 番号2について申請のとおり許可することにご賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、議案第5号 番号2について申請のとおり許可することといたします。

議長 つづきまして、議案第6号 番号1について事務局より説明願います。

事務局 議案第6号 番号1について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、例のとおり農地利用最適化

推進委員に意見を求めます。議案第6号について、乾委員よりお願いいたします。

乾委員 農地法第4条の規定による許可申請について意見書

申請人 ●● ●●
申請地 能勢町長谷▲▲▲ 田 125㎡
転用目的 宅地

5月1日に、現地確認を行いました。
この申請につきましては、転用の追認案件となっております。経過としましては、●●氏の祖母が昭和48年に住宅を建て、代々相続されてきておりましたが、今回、土地建物を売買しようとしたところ、地目が農地のままであることがわかり、農地転用許可申請をしたものです。なお、今回の転用は、すでに行われておりますので始末書を提出されております。また、今回の農地転用については、必要最小限度であり、要件を満たしていると思われまます。以上、ご意見申し上げます。

議 長 ご苦労様でした。担当委員より本件に対する意見をいただいたわけですが、他の委員からご意見、ご質問はございませんか。

各委員 なし。

議 長 それではお諮りいたします。議案6号について申請のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議 長 全会一致であるため、「許可やむを得ない」として、大阪府農業会議へ意見聴取いたします。

議 長 続きまして、議案第7号 農業経営規模強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について事務局より説明願います。

事務局 議案第7号について説明

議長 事務局の説明が終わったわけですが、ご意見ございませんか。

各委員 なし。

議長 ないようですので、お諮りいたします。議案第7号 農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに賛成の方は挙手願います。

各委員 挙手

議長 全会一致であるため、原案どおり承認することにいたします。

議長 つづきまして、その他の案件について事務局より説明願います。

事務局 事務局より違反転用案件について、ご説明させていただきます。
先日、山辺地区内において農地を駐車場にしているので農業委員会から注意してほしいと近隣の方より相談があり、事務局にて現場確認を行いました。
場所 山辺▲▲▲ 所有者 ●● ●●
当該地は、ほ場整備のされている農振農用地内です。転用部分は、別添の位置図内で赤線を斜線している部分で、農地の一部を転用しています。現況は、別添の写真のとおりで、土を入れて碎石を敷きカーポートの屋根を設置しております。事務局より農地の所有者に電話で確認したところトラクターやコンバインを一時的に停める駐車スペースであり駐車場ではない。碎石については、旋回すると土がえぐれるので碎石を敷いている。また、水路が途中までしかないので大雨が降った際に田んぼに水が流れてくるので水路を作った。隣接農地の所有者との合意はとっていないとのことでした。事務局としましては、当該地が農振農用地内であり基本的には転用ができない農地で転用がされていること、当該地の所有者は過去に転用を実績があり、農地法を認知しているうえでの行為であることから、違反転用として扱い農業委員会総会後に指導を行う方針でございます。事務局からは以上です。

